

川崎市鉄道事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱

制 定 平成23年4月1日（市長決裁）

（目 的）

第1条 この要綱は、本市が計画し鉄道の駅若しくは駅に附帯する施設又は鉄道軌道高架下等の用地（以下「鉄道施設等」という。）に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所（以下「保育所」という。）の整備をするために要する費用に対し、予算の範囲内でその施設建設等に要する費用を補助することにより、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業者等）

第2条 補助対象者は、自らが保有又は管理する鉄道施設等に保育所の施設を建設する鉄道事業者又はその子会社（以下「鉄道事業者等」という。）とする。

2 鉄道事業者等が建設する施設において、保育所を運営する事業者が行う施設の内部改修等に要する費用に対する補助については、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱によるものとする。

（補助対象経費）

第3条 この要綱において補助の対象となる経費は、保育所の建築等に必要な費用のうち、別表第1に掲げるものとする。

（補助の必要条件）

第4条 補助の対象となる施設は、次に掲げる事項の全てに該当しなければならない。

- (1) 設備は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び本市の定める基準に適合するものであること。
- (2) 国の補助金等の活用に努めるものとし、整備に要する費用について財源措置が確実なものと市長が認めるもの。
- (3) 10年以上継続して運営が確保できるものであると市長が認めるもの。

（補助金額の算定）

第5条 保育所整備に関わる補助金額の算出にあたっては、別表第2に定めるものとする。

（端数処理）

第6条 前条の規定により算出した対象経費区分ごとの補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（補助の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事請負契約、設計委託契約及び設計監理委託契約（以下「契約等」という。）締結前に、川崎市鉄道事業者活用型保育所整備費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に補助金の申請をするものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、整備事業が駅舎の大規模な改修を伴う場合等であって、整備事業期間が複数年にわたるときは、その最終年次に補助金の申請を行うものとし、契約等の締結前に、速やかに市長に協議して、補助対象事業に適

合することの確認を受けるものとする。ただし、市長が契約等の締結前の協議が適さないものと認めたときは、契約等の締結後に、速やかに市長に協議し、補助対象事業に適合することの確認を受けるものとする。

(補助の交付決定)

第8条 市長は、補助の申請があったときは、補助申請について内容審査のうえ補助の適否及び金額を決定し、川崎市鉄道事業者活用型保育所補助金交付決定通知書（第2号様式）又は川崎市鉄道事業者活用型保育所補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第9条 補助金は設計及び工事の進捗状況に応じて、実地検査の上、市長が適当と認めた場合に交付する。

2 補助金の額及び交付時期は、川崎市鉄道事業者活用型保育所補助金交付決定通知書により別途明示するものとする。

(市内中小企業者への優先発注等)

第10条 補助の決定を受けた者（第7条第2項の場合は、補助対象事業に適合することの確認を受けた者）は、契約等の締結に際し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第5条第2項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）による一般競争入札を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札の実施により事業者を決定することができる。ただし、5者以上を指名し、うち市内中小企業者を半数以上としなければならない。

(1) 別表第1に掲げる建築工事費に必要な経費の予定価格が100,000,000円以下となる工事請負契約を締結するとき。

(2) 別表第1に掲げる設計監理費及び設計費に必要な経費の委託契約を締結するとき。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が競争入札に適さないものと認めた場合は、随意契約により契約を締結することができる。

4 第1項及び第2項の規定により、市内中小企業者による入札をする場合は、誓約書（第4号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小とされている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に登載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(届け出等)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第4号及び第5号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

(1) 契約等に係る手続きを行うとき。

(2) 工事に着手したとき。

(3) 工事を完了したとき。

(4) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。

(5) 事業を中止し、又は廃止する場合

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象施設において、政治的活動又は布教活動を行ったとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は取り壊し（以下「財産処分」という）てはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、財産処分を行うことができる。この場合において、市長は交付した補助金を返還させることができるものとする。

(事業実績報告)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完成したときは、60日以内に川崎市鉄道事業者活用型保育所整備費補助金事業実績報告書について（第5号様式）及び発注実績報告書（第6号様式）を市長に提出するものとする。ただし、第10条第3項に規定する随意契約により契約を締結した場合は、入札が行えないことに係る理由書（第7号様式）も併せて市長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第15条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（川崎市鉄道事業者活用型保育所整備費補助金）（第8号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合は、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第10条関係）

対象経費区分	内 容
建築工事費	施設整備に必要な工事請負費
設 計 費	施設整備に必要な基本設計費及び実施設計費
設計監理費	工事施工に直接必要な設計監理費

次の費用は、補助の対象としない。

- (1) 内装工事に要する費用
- (2) 厨房機器、什器その他備品の購入に要する費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用

別表第2（第5条関係）

1 補助基準額

(1) 建築工事費

補助基準面積		補助基準額
定員1人当たりの面積×定員		<p>1㎡当たりの本市補助単価（200,000円/㎡）に左欄に定める補助基準面積（加算面積を含む）を乗じて得た額。</p> <p>ただし、延床面積が補助基準面積に満たない場合は延床面積を補助基準面積とする。また、実行額が本市補助基準額に満たない場合は実行額とする。</p>
定員区分	1人当たり面積	
20～30人	9.4㎡	
31～45人	7.2㎡	
46～90人	6.2㎡	
91～120人	6.0㎡	
121～150人	5.8㎡	
151～180人	5.6㎡	
181～210人	5.5㎡	
211～240人	5.4㎡	
241～270人	5.3㎡	
271人以上	市長が承認した面積	
低年齢（0・1歳） 児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	30.0㎡	
一時保育事業のための保育室等を整備する場合の加算面積	55.8㎡	
地域における子育て支援のための保育室等を整備する場合の加算面積	80.3㎡	
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育事業）のための保育室等を整備する場合の加算面積	1人当たり面積 9.36㎡	
夜間保育所を整備する場合の加算面積	50.0㎡	

(2) 設計費

補 助 基 準 額
(1) で算出する補助基準額に3.5%を乗じて得た額。 ただし、実行額が本市補助基準額に満たない場合は実行額とする。

(3) 設計監理費

補 助 基 準 額
(1) で算出する補助基準額に1.5%を乗じて得た額。 ただし、実行額が本市補助基準額に満たない場合は実行額とする。

2 補助率

補助基準額の1/3